

➤ 離職されたみなさまへ ◀

【必ずご覧ください】

◆このパンフレットは、**雇用保険の給付を受けるために、特に重要なこと**を記載しています。
詳しくはお近くのハローワークにお問い合わせください。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「**求職者給付**」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「**基本手当**」(いわゆる**失業手当**)を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

㊦ 受給手続きにはマイナンバーカードが必要です(2ページの④)。

②へ

病気、出産、育児、不妊治療、負傷などで
すぐに働けない方は**受給期間延長**申請を



5ページの⑩へ

事業を開始等した方は
受給期間の特例申請を



6ページの⑪へ

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職(※)し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

(※ この場合の離職には、契約の変更により労働時間が短くなった結果、雇用保険の資格を喪失した場合も含まれますので、必ずこのパンフレットをご覧ください。)



③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

なお、会社から解雇されたものの、解雇無効として裁判等で争うため就職活動を行わない場合は、条件付きで受給できる制度がありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。） | ⑩ パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が 20 時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |

④ 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワーク（12 ページ参照）へ、ご自身で求職申し込み（10 ページ参照）などの手続きをしてください。

なお、主として都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、最寄りのハローワークまでご相談ください。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票－1 氏名や口座番号などを記入してください。

ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。

2. 離職票－2

3. マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元（実在）確認書類をお持ちください。

- ① 個人番号確認書類（いずれか 1 種類）通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
- ② 身元（実在）確認書類（（1）のうちいずれか 1 種類。（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる 2 種類（コピー不可））

（1）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など

（2）公的医療保険の資格確認書、児童扶養手当証書など

4. 写真 2 枚（6 か月以内の写真、正面上三分身、約 3.0 cm×3.0 2.4 cm。1 枚は離職票－2 にある写真貼付欄に貼付してください）

※ 本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。

5. 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）

6. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

◆離職票－2 の裏面にも注意事項を記載しておりますのでご確認ください。

◆船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

離職票の交付を希望する旨を会社に伝えているにもかかわらず、会社が手続きをせず、離職票がお手元に届かない場合は、みなさまの住所を管轄するハローワークにご相談ください。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上**被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。なお、賃金支払基礎日数が11日以上のある月が12か月ない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については4ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます。）のおおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50\sim 80\%) = \text{【基本手当日額】}$$

賃金日額

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
---------	------

（暫定措置）

※ 「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日(待期) が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日(待期)+1~3か月(給付制限)(※) が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。(早めに手続きをしてください)	

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限(支給を受けることができる期限)は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

※ 正当な理由のない自己都合によって離職された方の給付制限期間は、離職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、同年3月31日以前である場合は原則2か月となります。ただし、離職日からさかのぼって5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合離職し受給資格決定を受けた場合、または懲戒解雇された場合の給付制限期間は3ヵ月となります。

<令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除されます>

正当な理由のない自己都合により離職された方のうち、次のいずれかに当てはまる教育訓練等(令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限り)を**離職の前1年以内に受けた方(途中退校は該当しません)**または**離職の日以後に受けている方**は、当該訓練を受ける期間と受け終わった後の期間について給付制限が解除されます。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練 | ② 公共職業訓練等 |
| ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練 | ④ ①~③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練 |

教育訓練等を受けた方 または 受ける方 は、ハローワークにご相談ください。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※ 有期契約を反復更新している方(契約期間が計3年未満)で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

⑩ すぐに働くことができない方は…65 歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

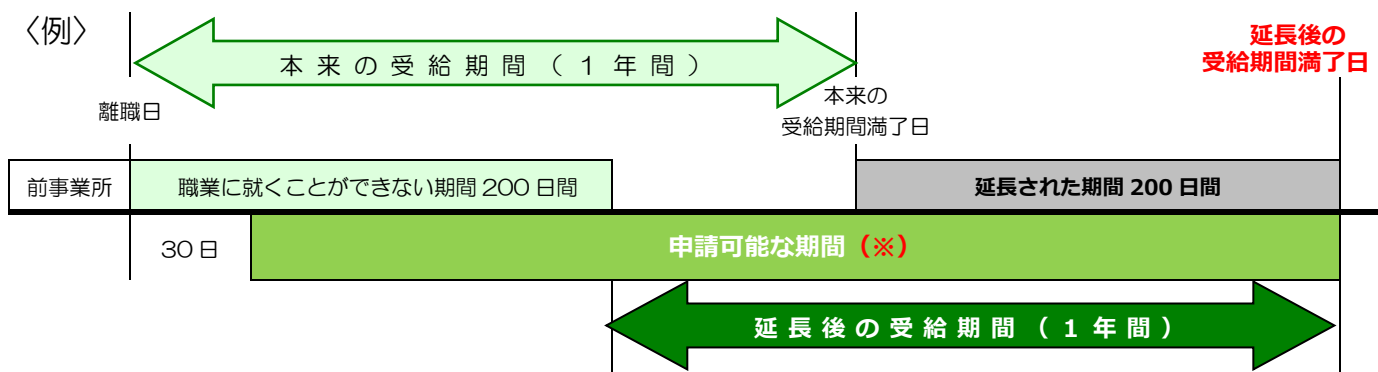
退職後 1 年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が 30 日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む）
- ② 妊娠・出産・育児（3 歳未満に限る）などにより働くことができない（不妊治療を含む）
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60 歳以上の定年等により退職して、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60 歳以上の定年 など
申請期間	離職の日（働くことができなくなった日）の翌日から 30 日過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能。	離職の日の翌日から 2 か月 ※ 原則として、この期間を過ぎた申請は承認できないため、申請を検討中の方はご注意ください。
延長期間	（本来の受給期間） 1 年 + （働くことができない期間） 最長 3 年間	（本来の受給期間） 1 年 + （休養したい期間） 最長 1 年間
提出書類	受給期間延長等申請書、離職票 - 2	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住居所を管轄するハローワーク（受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク）	



※ 申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

⑪ 事業を開始等した方は…【受給期間の特例】

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、離職日の翌日から1年以内となっています。令和4年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動にあたって基本手当を受給することが可能になります。

離職日の翌日以後に下記の要件を全て満たす事業を開始等した場合は、受給期間の特例を申請できます。

- ① 事業の実施期間が30日以上であること。
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。
※ 次のいずれかの場合は、④に該当します。
 - ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
 - ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること。
- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。
※ 離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含みます。

＜留意事項＞

この特例の対象は、令和4年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」のいずれかです。以下のような場合にはご注意ください。

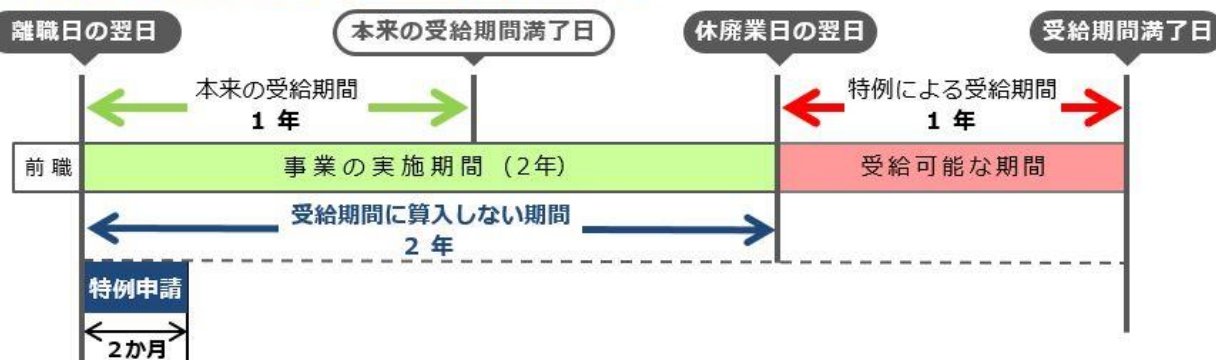
令和4年6月30日以前に事業を開始	令和4年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
令和4年6月30日以前に事業の準備に専念	令和4年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
	事業を開始しなかった	特例の対象外
	令和4年6月30日以前に事業を開始し専念	

- ★ 受給期間延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請と高年齢雇用継続給付延長申請ができる一体の様式になっていますが、この2つの申請は、受給期間の特例の対象ではないことにご注意ください。

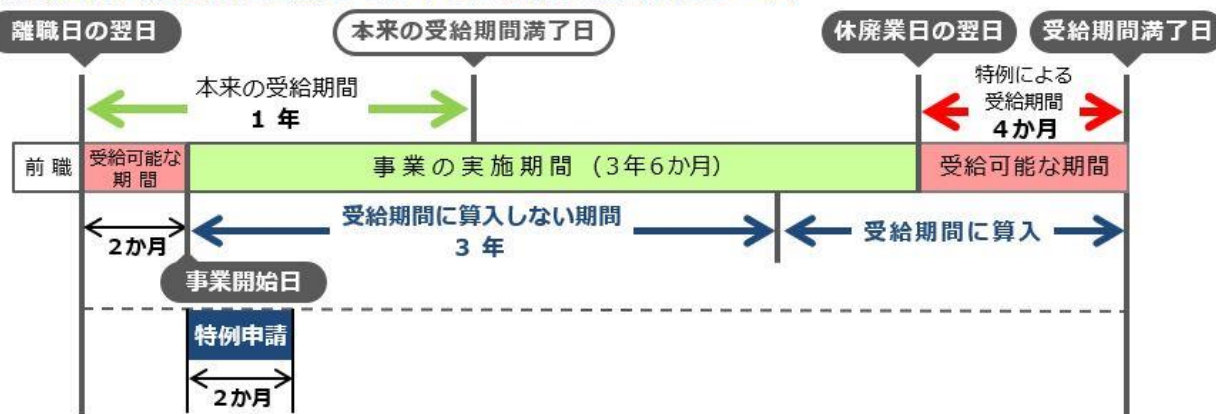
受給期間の特例の申請手続き

対象者	離職日の翌日以後に、事業を開始した方／事業に専念し始めた方／事業の準備に専念し始めた方
申請期間	事業を開始した日／事業に専念し始めた日／事業の準備に専念し始めた日の翌日から <u>2か月以内</u> ※ ただし、再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + (起業等から休廃業までの期間) 最長3年間
提出書類	①受給期間延長等申請書 ②離職票-2(受給資格の決定を受けていない場合)または受給資格者証(受給資格の決定を受けている場合) ③事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類 (1)事業を開始した場合または事業に専念し始めた場合 【例】登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等 (2)事業の準備に専念し始めた場合 【例】金融機関との金銭消費貸借契約書の写し、事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)
提出先	住居所を管轄するハローワーク(受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク)

1 離職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース



2 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



⑫ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの[日本年金機構の各年金事務所](#)へご確認ください。

⑬ 国民健康保険料(税)の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません。)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、[お住まいの市町村の国民健康保険担当](#)へご確認ください。

⑭ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください！

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。（例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等）

離 職

求職申込と
受給資格の決定

受給手続きをする本人が、必要書類（2ページの「受給手続きに必要なもの」参照）をハローワークまでご持参ください。ハローワークでは、提出された書類等により受給資格の確認・決定を行います。

雇用保険説明会

受給資格者証など必要な書類をお渡しします。
また、雇用保険の受給手続きの進め方や就職活動についてご説明します。
※ 雇用保険説明会は、待期期間満了後となる場合もあります。

待期満了

受給資格の決定を受けた日から、失業の状態が通算して7日間経過するまでを「待期期間」といい、この間は基本手当は支給されません。

給付制限

自己都合で離職された方は待期満了の翌日からさらに原則1か月間、懲戒解雇で退職された方は待期満了の翌日からさらに3か月間、基本手当は支給されません。
これを「給付制限」といいます。
詳細は、4ページの⑧をご覧ください。

失業の認定

認定日ごと（原則として4週間に1回）に受給資格者証と失業認定申告書を提出してください。
就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定を行います。

基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。（振込みまでの期間はご指定の金融機関によって異なりますが、おおむね1週間程度かかりますのでご了承ください）

原則として4週間ごとにあなたの認定日が指定されます。

職業相談をご利用ください

求人閲覧、職業相談などは、認定日以外の日も利用できます。
積極的な求職活動で1日も早い再就職を！！

就 職

就職後の給付金として、再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・高齢者再就職給付金などを申請できる場合があります。
（9ページの⑮を参照ください）

支給終了

支給終了後も、職業相談はいつでも受け付けています。
お気軽に、ハローワークをご利用ください。

⑮ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることができます。

なお、これらの手当には、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。

※ 船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の10%（※）を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。

※ 60歳到達日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない場合はその期間が5年を満たすこととなった日）が令和7年3月31日以前の場合の支給額は、各月に支払われた賃金の15%です。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の10%（※）を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。ただし、再就職手当（上記⑮）と同時に受けることはできません。

※ 再就職の日が令和7年3月31日以前の場合の支給額は、各月に支払われた賃金の15%です。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

ハローワークでは、これまでの職歴の棚卸しなど、ご希望に応じた職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などのサービスを提供しています。

**再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!**

事前のオンライン登録がオススメです

求 職 登 録

ハローワークで「お仕事探しの登録」をしていますか？



いいえ

はい

離職票その他必要書類を持って
ハローワークへ

登録の有無が不明な方はハローワークで確認します。

失業手当の受給手続きのためには、ハローワークでの求職登録が必要です。
オンラインで事前登録をしていただくと当日の手続き時間が短縮できます。

事前登録なしの場合

当 日

ハローワークにて、
「求職申込書」を
お渡しします。

求職申込書には、
・ご自身の情報
・お仕事探しの条件
・職歴の詳細
などを記入していただきます。

記入の所要時間:約30分

記入していただいた内容を窓口で職員が
確認し、登録します。

窓口の所要時間:約20分

求職登録後、雇用保険窓口にて失業手当の受給手続きを行います。

事前登録ありの場合

事 前

ご自身のスマートフォンやパソコンから、「ハ
ローワークインターネットサービス」にアクセス
し、オンライン登録をしてください。

ハローワークインターネットサービス



↓ ハローワークインターネットサ
ビス内の「求職申込み」から登録

求職申込み

登録が完了したらマイページへログインし、ハ
ローワーク受付票の画面をハローワークの窓
口でお見せください。

当日は0分！

当 日

事前登録していただいた内容を窓口で職
員が確認します。

窓口の所要時間:約5分！



- ・上記の所要時間は、求職登録手続きにかかる時間のみです。待ち時間は考慮されておりません。混雑する場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ・すでに求職登録をされている場合も、手続き当日は職業相談窓口での相談が必要になります。

悪質な申請サポート業者にご注意ください

「失業給付の給付日数が増える」などとうたい、事実と異なる申告を勧める事業者等には十分ご注意ください。



業者の指示によるものであっても、
虚偽の申告を行えば不正受給になります。

不正受給をすると、**支給停止、返還命令、納付命令**などの処分が課せられます。

申告は、事実をありのまま正確に！失業給付は正しく受給しましょう

医療・介護・保育の仕事を検討してみませんか

「どんな仕事を選べばいいんだろう？」と迷っているなら、医療・介護・保育の仕事を検討してみませんか。無資格・未経験から始められ、働きながら資格取得に取り組むことで、キャリアアップを目指すことができます。また、柔軟な勤務形態が選べて、子育てや介護といった様々な事情との両立もかないます。医療・介護・保育の仕事は、地域を問わず必要とされる仕事だからこそ、全国で多くの求人があり、今の自分に合った職場がきっと見つかります。

まずは求人を探してみる

医療・介護・保育に特化した求人検索ページで、希望の勤務地や職種、こだわり条件から簡単に求人を探することができます。

登録不要、最短 10 秒で求人を見ることができます。
気になる求人があればハローワークにお気軽にご相談ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療・介護・保育の求人を探すなら
ハローワーク



兵庫県内ハローワーク(公共職業安定所)、地方運輸支局一覧表

	ハローワーク (又は地方運輸支局)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管 轄 区 域
神戸・明石地区	神 戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町 1-3-1	078(362)8609	神戸市 《ハローワーク三田、灘、明石及び西神の管轄区域を除く》
	三 田	〒669-1531 三田市天神 1-5-25	079(563)8609	三田市、 神戸市北区のうち有野台、有野町、有野中町、唐櫃六甲台、 有馬町、淡河町、大沢町、鹿の子台北町、鹿の子台南町、 唐櫃台、京地、道場町、長尾町、西山、八多町、東有野台、 東大池、藤原台北町、藤原台中町、藤原台南町、赤松台、 上津台、菖蒲が丘
	灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通 5-2-2	078(861)8609	神戸市灘区、東灘区、 神戸市中央区のうち旭通、吾妻通、生田町、磯上通、 磯辺通、小野柄通、小野浜町、籠池通、上筒井通、神若通、 北本町通、国香通、雲井通、熊内町、熊内橋通、御幸通、 琴ノ緒町、坂口通、東雲通、神仙寺通、大日通、筒井町、 中尾町、中島通、二宮町、布引町、野崎通、旗塚通、 八幡通、浜辺通、日暮通、葺合町、真砂通、南本町通、 宮本通、八雲通、若菜通、脇浜海岸通、脇浜町、割塚通
	明 石	〒673-0891 明石市大明石町 2-3-37	078(912)2277	明石市、 神戸市西区のうち曙町、天が岡、伊川谷町有瀬、 伊川谷町上脇、伊川谷町潤和、伊川谷町長坂、 伊川谷町別府、池上、今寺、岩岡町、枝吉、王塚台、大沢、 大津和、上新地、北別府、小山、白水、玉津町、天王山、 中野、長畑町、福吉台、二ツ屋、丸塚、水谷、南別府、 宮下、持子、森友、竜が岡、和井取
	西 神	〒651-2273 神戸市西区糺台 5-3-8	078(991)1100	神戸市西区《ハローワーク明石の管轄区域を除く》、 三木市
阪神地区	尼 崎	〒660-0827 尼崎市西大物町 12-41 アマゴッタ2階	06(7664)8609	尼崎市
	西 宮	〒662-0911 西宮市池田町 13-3JR 西宮駅南庁舎	0798(22)8600	西宮市、芦屋市、宝塚市
	伊 丹	〒664-0881 伊丹市昆陽 1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072(772)8609	伊丹市、川西市、川辺郡
東・西播磨地区	加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野 1742	079(421)8609	加古川市、高砂市、加古郡
	西 脇	〒677-0015 西脇市西脇 885-30 西脇地方合同庁舎	0795(22)3182	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡
	姫 路	〒670-0947 姫路市北条字中道 250	079(222)8609	姫路市《ハローワーク龍野の管轄区域を除く》、 神崎郡、揖保郡
	龍 野	〒679-4167 たつの市龍野町富永 1005-48	0791(62)0981	たつの市、宍粟市、佐用郡、 姫路市のうち安富町
	相 生	〒678-0031 相生市旭 1-3-18 相生地方合同庁舎	0791(22)0920	相生市、赤穂市のうち西有年、東有年、有年横尾、 有年檜原、有年原、有年牟礼、赤穂郡
	赤 穂	〒678-0232 赤穂市中広字北 907-8	0791(42)2376	赤穂市《ハローワーク相生の管轄区域を除く》
丹波・但馬地区	柏 原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪 1569	0795(72)1070	丹波市
	篠 山	〒669-2341 丹波篠山市郡家 403-11	079(552)0092	丹波篠山市
	豊 岡	〒668-0024 豊岡市寿町 8-4 豊岡地方合同庁舎	0796(23)3101	豊岡市
	香 住	〒669-6544 美方郡香美町香住区香住 844-1	0796(36)0136	美方郡
	八 鹿	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿 1121-1	079(662)2217	養父市
	和田山	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 105-2	079(672)2116	朝来市
淡路	洲 本	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799(22)0620	洲本市、南あわじ市、淡路市
神戸運輸監理部		〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1	078(321)3149	船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。

※ 雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分です。

※ 手続きには一定の時間がかかることから、16時前までのご来所をおすすめいたします。

※ ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

R09.01

雇用保険に関するQ&Aはこちら【厚生労働省 HP】<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>

